

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領

30 生 畜 第 1874 号

平成 31 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 3 月 31 日

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日

農林水産省生産局長通知

第 1 趣旨

畜産生産力・生産体制強化対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1560 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

要綱第 4 の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める本事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

- 1 家畜能力等向上強化推進
別紙 1 のとおりとする。
- 2 繁殖肥育一貫経営等育成支援
別紙 2 のとおりとする。
- 3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進
別紙 3 のとおりとする。
- 4 和牛の信頼確保対策
別紙 4 のとおりとする。

第 3 事業実施の手続

- 1 要綱第 27 第 1 項の畜産局長が別に定める事業実施計画は、それぞれ別紙 1 から別紙 4 によるものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業実施計画を畜産局長又は地方農政局長（都府県にあっては事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と必要に応じ調整の上、要綱に定める交付申請書に添付するものとする。
- 3 要綱別表 2 に規定する重要な変更を行う場合には、あらかじめ畜産局長又は地方農政局長と変更する事業実施計画を調整の上、要綱に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。

第 4 事業達成状況の報告

- 1 要綱第 28 第 1 項の畜産局長が別に定める事業達成状況の報告について、別記様式 1 号にそれぞれ別紙 1 から別紙 4 までに定める様式等を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに畜産局長又は地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 畜産局長又は地方農政局長は、1 の報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対し必要な指導等を行うものとする。

第 5 事業の評価等

- 1 要綱第 29 第 1 項の畜産局長が別に定める事業評価の報告について、別記様式 2 号にそれぞれ別紙 1 から別紙 4 までに定める様式を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに畜産局長又は地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 畜産局長又は地方農政局長は、1 の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断される場合は、事業実施主体に対して必要な指導等を行い、改善計画を提出させるものとする。
- 3 2 の改善計画の報告を受けた場合には、成果目標が達成されるよう指導等を行うものとする。ただし、事業実施主体が、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合、あるいは社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難な事態が生じていると判断される場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
- 4 3 により事業実施主体から提出のあった改善計画の評価については、1 及び 2 に準じて行う。

第 6 助成の対象

要綱第 30 の畜産局長が別に定める助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、別表 1 に該当するもの及び第 2 の事業ごとにそれぞれ別紙 1 から別紙 4 までに定めたとおりとする。

ただし、別表 1 に該当するものにあつては、第 2 の事業ごとに別紙 1 から別紙 4 までに定められた事業の実施上、必要と認められ、かつ、最小限の経費を対象とする。

第 7 事業実施期間

本事業の実施期間は、第 2 の 1、2 及び 4 の事業については平成 31 年度から令和 8 年度まで、第 2 の 3 の事業については令和 6 年度から令和 7 年度までとする。

第 8 不正行為に対する措置

畜産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第 9 事業の要件

要綱第 32 第 2 号、第 4 号及び第 8 号の畜産局長が別に定める取組は次のとおりとし、対象とする事業は別表 2 に該当するものとする。

- 1 要綱第 32 第 2 号の環境負荷低減に向けた取組強化について、事業実施主体は、本事業の受益者から、事業参加の際に、畜産経営体にあつては「畜産における環境負荷軽減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和 6 年 1 月 19 日付け 5 畜産第 2258 号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシート（別記様式第 3 号－1）を、民間事業者にあつては別記様式第 3 号－2 を提出し、確認するものとする。
- 2 要綱第 32 第 4 号の労働環境の改善について、事業実施主体は、本事業の受益者のうち法人に対して厚生年金及び健康保険に加入していることを確認するものとする。
- 3 要綱第 32 第 8 号の配合飼料価格安定制度への継続加入について、事業実施主体は、要綱第 18 第 1 項の実績報告書の提出までに、本事業の受益者の加入状況について書面で確認するものとする。

第 10 その他

本事業を実施する場合には、畜産局長又は地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 畜産生産能力・体制強化推進事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2467 号農林水産省生産局長通知）
 - (2) 草地生産性向上対策事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1977 号農林水産省生産局長通知）
 - (3) 国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知）
 - (4) エコフィールド増産対策事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2396 号農林水産省生産局長通知）
 - (5) 畜産競争力強化対策民間団体事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1996 号農林水産省生産局長通知）
- 3 2 に掲げる通知によって平成 30 年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元生畜第 1669 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 1990 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1561 号）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 畜産第 2515 号）

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 畜産第 2576 号）

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1 (共通経費)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 (ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。)	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3 万円未満のものに限る）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金	事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 	
賃金	事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 	
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済 	

			の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

普及			
ア 技術習得の推進	×	×	×
イ 技術普及の推進	×	×	×
② 始原生殖細胞（PGCs） の凍結保存等技術を導入及び 推進する取組	×	×	×
2 繁殖肥育一貫経営等育成支援			
（1）肥育期間の短縮・出荷月齢 の早期化に向けた取組支援			
① 早期出荷の全国普及推進	×	×	×
② 早期出荷コンソーシアムに よる実証支援	○	○*	○
（2）繁殖肥育一貫経営への円滑 な移行対策			
① 交雑種雌牛の導入支援	○	○*	○
② 和牛受精卵の移植支援	○	○*	○
（3）公共牧場の新たな活用	○	×	×
3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の 早期化推進			
（1）早期出荷牛肉の品質評価	×	×	×
（2）先進地調査	×	×	×
4 和牛の信頼確保対策			
（1）遺伝子型の検査による親子 判定のモニタリング体制の構 築	×	×	×
（2）遺伝子型の検査による親子 判定のモニタリング調査の実 施	×	×	×

※ 受益者が畜産経営体であって法人の場合には対象となる。

年 月 日

〇〇年度 畜産生産力・生産体制強化対策事業 達成状況報告書

農林水産省畜産局長 殿

〔 〇〇農政局長 殿
北海道においては北海道農政事務局長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者氏名

畜産生産力・生産体制強化事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）第4に基づき、別添のとおり、事業の達成状況を報告します。

（注） 実施要領第2の1から4までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙4までに定める様式（実施状況報告）、資料等を添付すること。

年 月 日

〇〇年度 畜産生産力・生産体制強化対策事業 事業評価報告書

農林水産省畜産局長 殿

〇〇農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長

沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

代表者氏名

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告します。

（注） 実施要領第2の1から4までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙4までに定める様式（事業評価報告書）、資料等を添付すること。

みどりのチェックシート (畜産)

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立が求められています。そのため生産者の皆様にまず取り組んでいただきたい以下の基礎的な取組について、御確認いただき、その実践・点検に御活用ください。

★実践している項目には、□にチェックを入れてください。

チェックの判断基準は、解説書を御確認ください。

農場名	畜種
チェック者 氏名	チェック年月日

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】	
① <input type="checkbox"/>	みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。

【省エネ、環境法令に応じた対応】	
② <input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。
③ <input type="checkbox"/>	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。
④ <input type="checkbox"/>	(※特定事業場の場合) 排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。
⑤ <input type="checkbox"/>	(※飼育頭数が一定規模以上の場合) 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】	
⑥ <input type="checkbox"/>	GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。
⑦ <input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアについて、農林水産省が定める畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針等に沿って飼養管理すること等が求められていることを認識している。

【農作業安全】		
⑧ <input type="checkbox"/>	機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。(定期メンテナンス、点検記録作成等)	解説書 P6
⑨ <input type="checkbox"/>	作業安全に配慮した適正な作業環境への改善(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)を行っている。	解説書 P7

【農薬、肥料の取扱い】 ※飼料生産 (委託含む) を行っている場合		
⑩ <input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管を行っている。	解説書 P9
⑪ <input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P10
⑫ <input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	解説書 P10
⑬ <input type="checkbox"/>	肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P11

【遺伝資源保護】 ※和牛生産を行っている場合		
⑭ <input type="checkbox"/>	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。	解説書 P12

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウオームピ ズ・クーリング、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づき作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要です。

